

(非公式訳)

タイ投資委員会の告示

番号1/2546

件名： 交換用機械に対する輸入関税の免除

---

投資家による生産効率および製品品質の強化、生産費の削減、ならびに国際競争力の向上を実現するため、

仏暦2520年の投資奨励法第16条および第28条ならびに仏暦2534年の投資奨励法（第2版）による改正に基づき、タイ投資委員会は、交換用機械に対する輸入関税の免除に関する特権を供与する際の条件をここに規定し、それを以下の通りとする。

1. 衣料、履物、または食品製造業においてタイ投資委員会の奨励を受けている投資家、または奨励を受けていない産業における投資家は、2004年12月31日までに、交換用機械に対する輸入関税の免除に関する特権を申請することができる。
2. 交換用機械がもたらす製造能力の向上は、交換前の製造能力の50%以下でなければならない。
3. 交換用機械は新品でなければならない、且つその価格は100万バーツ以上でなければならない。この条件は、交換の対象でないその他の機械にも適用される。エネルギーの節約、汚染の減少、および製品品質の向上に関する問題も考慮されなければならない。
4. 交換用機械の輸入許可は一回のみ与えるものとする。
5. 交換前の機械を外国に流通してはならない。
6. 機械の輸入申請は2004年12月31日までに行われなければならない、承認日から起算して2年以内に輸入されなければならない。

当告示の内容は、2003年 5月 2日以降において有効とする。

告示日： 2003年 5月 2日。

(ソムキッド・ジャトユシーピタック)

タイ副首相

タイ投資委員会委員長代理